

## 熊本市結核定期健康診断実施要綱

制定	平成	6年	4月	1日	熊本市長決裁
改正	平成	8年	4月	1日	衛生部長決裁 (略)
	平成	21年	4月	1日	衛生部長決裁
	平成	22年	4月	1日	衛生部長決裁
	平成	22年	10月	1日	感染症対策課長決裁
	平成	24年	4月	1日	感染症対策課長決裁
	平成	28年	3月	7日	感染症対策課長決裁
	平成	30年	3月	15日	感染症対策課長決裁
	令和	3年	1月	14日	健康福祉局長決裁
	令和	4年	8月	1日	健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 結核の感染予防と早期発見早期治療に資するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第53条の2第3項に基づく熊本市結核定期健康診断（以下「住民検診」という。）を下記のとおり実施する。

(対象者)

第2条 住民検診の対象者は、熊本市（以下「本市」という。）に住民票を有する65歳以上の者（当該年度内に満65歳に達する者を含む。）とする。ただし、他で検診を受ける機会がある者は除く。

(受診者の費用負担)

第3条 受診者の費用負担は、無料とする。

(実施体制)

第4条 住民検診は、本市が契約する検診機関（以下「検診機関」という。）に検診業務を委託して実施するものとする。

(実施方法)

第5条 住民検診は、集団検診（場所及び期日を指定して、検診車により巡回して行う検診をいう。以下同じ。）、検診機関の施設内で行う胸部検診、個別検診（医療機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。受付の際には、適切な問診等をあわせて行うこと。なお、受付及び問診業務においては、第2条に定める65歳以上とする規定を40歳以上と読替えて準用する。（集団検診における区域の指定）

第6条 本市は、集団検診業務が円滑に運営できるよう別表のとおり区域を指定し、指定した区域ごとに検診機関に委託する。ただし、国民健康保険被保険者に対する巡回特定健康診査と同時に実施する結核定期健康診断においては、区域指定はしないものとする。

(集団検診における実施計画)

第7条 集団検診を行う検診機関は、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を勘案し、年間実施計画書を作成し、本市に提出するものとする。

2 本市は、実施計画書を総合的に検討し、これを決定する。

(住民検診の項目と技術的基準)

第8条 住民検診の項目は、胸部エックス線検査とする。

2 検査の技術的基準は、間接撮影以上の精度のものとする。

(結果の通知)

第9条 検診機関等（個別検診の場合にあつては、熊本市肺がん検診運営委員会をいう。以下同じ。）は、検診結果を速やかに受診者に通知するものとする。なお、精密検査が必要な者（以下「要精検者」という。）に対しては、結果通知書に關係書類（問診票の写し、医師宛の精密検査依頼書、胸部精密検査結果報告書）を添えて直接受診者へ送付するものとする。

(結果の報告)

第10条 検診機関等は、検診結果を受診者名簿及び指定の様式による電子媒体により本市へ報告するものとする。

(事後管理)

第11条 検診機関等は、要精検者の精密検査受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、本市へ報告するものとする。

2 本市と検診機関等は、相互に連携を図り、精検未受診者に対する状況把握及び受診勧奨を行い、精密検査受診率向上に努める。

(記録等の整備)

第12条 本市及び検診機関等は、検診及び精密検査結果等の集計・整理を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

指 定 区 域	管 轄 区 域（校区）
A 区域	秋津、池田、池上、泉ヶ丘、一新、画図、小島、尾ノ上、春日、川尻、慶徳、健軍、健軍東、壺川、五福、桜木、桜木東、城山、城西、城南、白坪、砂取、高橋、託麻東、託麻西、託麻南、託麻北、田迎、田迎西、田迎南、月出、中島、花園、東町、日吉、日吉東、古町、御幸、山ノ内、力合、力合西、若葉、長嶺、飽田東、飽田西、飽田南、中緑、銭塘、奥古閑、川口、河内、芳野、富合、杉上、隈庄、豊田、植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底の各小学校就学区域
B 区域	麻生田、出水、出水南、大江、帯山、帯山西、楠、黒髪、向山、清水、城東、城北、白川、碩台、託麻原、高平台、龍田、龍田西、西原、楡木、白山、春竹、本荘、武蔵、弓削、川上、北部東、西里の各小学校就学区域